

大和市協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）の規定に基づく協働事業の提案につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する事務をつかさどる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の構成員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、市民活動主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 最初に委嘱される推進会議の委員の任期は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 23 年 3 月末日までとする。